

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時：令和5年8月3日(木)午後1時30分～

場所：亀岡市役所 800会議室

出席者：委員

敬称略：高木 信義、酒井 忠繁、細見 眞紀美、高橋 依子、筒井 淳一、
木久 依子、峰島 厚、中村 雄一、保城 幹雄、小石原 誠、
佐々木 京子

亀岡市(健康福祉部)

健康福祉部長 亀井 鶴子

障がい福祉課長 西山 寛

障がい福祉課主幹 青山 育子

障がい福祉課障がい者福祉係長 俣野 孝明

障がい福祉課障がい者支援係長 藤田 雅史

障がい福祉課 主査 田中 勇吾

障がい福祉課 主事 人見 紀帆 7名

計18名

資料：・亀岡市障害者施策推進協議会次第

・資料1 「第7期亀岡市障がい福祉計画(案)および第6期亀岡市障がい福祉計画令和4年度実績報告」

・亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿

・令和5年3月末手帳統計【参考資料】

1 開会

(事務局)

ただいまから、亀岡市障害者施策推進協議会を開催いたします。

亀岡市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、障がい者に関する施策の総合かつ計画的な推進について、必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議するため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

本日の委員の出席は、Zoomによる出席者を含めまして11名でございます。全13名の過半数となる7名以上の方の出席をいただいておりますことから、本会が同条例第5条第2項の規定により、成立したことをご報告申し上げます。

本日は、現亀岡市障がい福祉計画の前年度実績の報告に続きまして、その次期計画である第7期亀岡市障がい福祉計画の素案について、ご審議いただき、ご意見等を賜りたいと考えているところでございます。

2 委嘱状の交付

(事務局)

【副市長より新委員2名へ委嘱状の交付】

3 挨拶

(会長)

【会長挨拶】

4 委員紹介

(事務局)

【委員の自己紹介】

【事務局の紹介】

5 議事

(1) 第6期亀岡市障がい福祉計画令和4年度実績報告について

(事務局)

次第に沿って議事に入りたいと存じます。

今回の議事につきましては、条例第5条の定めにより、会長が議長を務めることとなっております。

それでは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、議事を進行させていただきます。

進行につきまして、皆様の積極的なご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず一つ目です。第6期亀岡市障がい福祉計画、令和4年度の実績報告について。

昨年1年間の実績の報告を事務局からよろしくお願いいたします。

【事務局説明】

(議長)

令和4年度実績について、事務局から説明をいただきました。

各委員にお諮りさせていただきます。

今の説明事項について、ご意見、ご質問はございますか。

(委員)

1 ページの基本理念について、

「②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施」のところで、発達障がいと高次脳機能障がいについて、この2つの障がいは、精神障がいに含まれると記載されています。

これは、少し古い表現の仕方、考え方ではないかと思えます。

2007年の障害者総合支援法の中には、発達障がいに関しては、知的障がいと精神障がい、その中の一つと書いてありました。

2016年に発達障害者支援法（事務局補足：2004年制定、2016年直近一部改正）ができました。その法律ができたことに伴って、発達障がいの方が社会参加できるように精神障がいの方と分けて考えられた経過があると思えます。

発達障がいにもいろいろありますので、多様化を認めるという意味からも、サービスを利用していこうサービスを援助していこうということになったと思うのですが、この辺りの文言に少し疑問を感じました。

(議長)

他、ご意見いかがでしょうか。

(委員)

障害福祉サービスの整備の関係ですが、コロナ禍の3年間でも全体として見ると、利用者は

それほど減っているわけではなく、むしろそれ以前に比べても増えているという理解でよいでしょうか。

就労継続支援B型とグループホームと放課後等デイサービスが増えていますが、事業所が増えたことが利用者の増につながっているとのことですが、事業所が新たに増えていないところは、待機者が増えたのか定員増となったのかが気になります。事業所数や定員が増えていないのであれば、待機者が増えたと考えられるがどうでしょうか。

(議長)

2人の委員からの質問です。

一つは、計画の基本的な考え方の柱のところです。発達障がい及び高次脳機能障がいの表記の件で、発達障害者支援法ができてから、この表記は合わないのではないかというご意見かと思えますけれども、これについては、現福祉計画がこの表記になっている部分に対するご意見にもなる訳ですが、事務局の方から回答お願いいたします。

(事務局)

基本理念の部分は、障がい者基本計画を踏まえた内容になっております。令和2年度にこの基本計画を皆さんの意見を基に作らせていただいておりますので、一度決まった計画を変更することができるかどうかについては、即答ができません。いただいた意見につきましては、事務局で検討させていただきたいと思っております。

(議長)

委員のご意見ですけれども、現計画をもう一度作り直すということではないということでは理解させていただいてよろしいですか。

次の計画の時に、表記の仕方を変えるなどを検討するということは、考えていけると思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

現計画は、修正することができないということになりますので、ご理解のほど、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

令和3年度から令和8年度までの基本計画となっておりますので、次回の計画策定時にいただいた意見は、反映させていただきたいと考えております。

(委員)

7年前に現行の発達支援障害者支援法ができたと思うので、基本計画の内容についても、その法律に従って変えていくべきだと思います。

市民の皆さんに配って見てもらうときに、基本理念はとても大事ですので、そのままなのは少し抵抗があります。

今の時代は、誰もが取り残されない社会を目指すという時代が変わってきております。SDGsなども取り入れながら、発達障がいの方は、精神障がいとはまた違うので、誤解をされますと困ります。

発達障がいの方の立場で考えると、市民が社会を変えていくという役割があり、それを積極的にしていくのが行政の立場だと思います。

この文章自体がおかしいかなと思うので、次期計画を待つのではなくて、速やかに変えて欲しいというのが私の意見です。

(議長)

ありがとうございます。

資料1ページの計画の基本的な考え方という部分に係る文章だと思いますが、次の計画の中で、表記を改めて検討していくことでどうでしょうか。

現実的に、すでに発行されている計画を変更するということは、もう一度冊子を作り直して配るとすることも難しいですし、これは施策推進協議会で協議して作った計画です。

次の計画の時には、この文書が時代に合うように、さらにそれぞれの人の人権を尊重できるように、考え直すということのご意見かと思しますので、それでよろしいでしょうか。

次の計画の中で、その辺の文章のご意見を尊重させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次のご意見ですが、サービスの増加なり減少があった中で、コロナ禍の影響で利用が増えたとか、或いは減ったとかという説明がありましたけれど、コロナ禍で減ったということはどこかで、そのしわ寄せとして待機とかが生まれているのか、その人たちの動向なり支援はどうなっていたのかとか、その辺の補足説明を事務局お願いできますか。

(事務局)

コロナの影響によって、増えているサービスと減っているサービスがある中で、全体として利用者は増えていますかというご意見だと思いますが、

具体的には、コロナ禍においては、外出支援である同行援護や行動援護の利用は、ここ2年ほど減っております。

その代わり在宅に関しての支援が外出されない分、居宅介護や重度訪問介護の利用が増えています。

重度訪問介護の中にも、外出支援はありますけれども、在宅で過ごされているという方が増えています。

あとショートステイにつきましても、コロナ禍で受け入れができない時期というのは、施設の中でもありますので、そういった面で利用が減った時期というのは、間違いなく影響があります。

ただ、全体としては、先ほどと同じ話になりますが、就労継続支援B型のほかに、グループホームや放課後等デイサービスの事業所数は、ここ2、3年ですごく増えております。その影響もあり、全体としての利用量は増えているというのが実際でございます。

事業所数が増えているところはあるのですが、逆に言うと、需要はあるのに、例えば事業所が増えてないところがありまして、実は使いたいけれど使えてない人がいるのではないかと。

そういうところについては、実際に亀岡市で一番需要が高いのは、生活介護だと思っております。

ただ、就労継続支援A型も亀岡市では増えてはいませんが需要は一定ありまして、一般就労に繋がる就労移行支援事業所は、亀岡市では一つしかない状況であります。

ただ、この就労継続支援A型とか就労移行支援事業所につきましても、京都市内でたくさんの事業所がありまして、亀岡市からそちらに通われています。特に就労移行支援事業所につきましても、京都市内では、カリキュラムをしっかり組まれている事業所がたくさんあり、そちらに通われている方が多いので、一定の需要は満たせていると思っております。

あと、市町村につきましても、サービス事業所に関する指定権限がないというところで、こちらから事業所数、この分が欲しいというところで増やしたりするということが、できないというのが現状でございます。

逆に放課後等デイサービス事業所は増えすぎているような状況も一定あります。ただ、そこについては市町村が規制することもできない状況が続いています。

京都府に総量規制というものがありまして、京都市を除く京都府下でいうと、北部に関しては事業所数が少ないですけれど、亀岡市は京都府の中間の位置にありまして、京都市内で放課後等デイサービスが建てられない状況があり、特に京都市は、政令指定都市なので総量規制がしっかりされておりまして、その中で亀岡市に流れてきて、放課後等デイサービス事業所を建てられるということも増えております。そういったところで、亀岡市としては事業所数についてコントロールができない状況があるというところで、実際の需要とマッチングしないというところがあるのは事実でございます。

(委員)

そうすると生活介護が取り残されているという状況でしょうか。

(事務局)

ここ2、3年、亀岡市からも丹波支援学校の卒業生が増えており、生活介護を進路先として選ばれる方が増えているのですけれども。

例えば、週5回、同じ事業所に行きたいという方がおられても受け入れができないために、2ヶ所、3ヶ所の生活介護事業所を選ばれたりとか、例えば週5回行きたいけれど他の事業所では、本人が望まれないということで、週2回とか3回に減らされたりということで、生活介護に関して、需要を満たせていないところがあると思います。

(委員)

人材確保について、職員が足りないので利用人数を制限せざるを得ないということはなかったのでしょうか。

(事務局)

ある生活介護事業所では、定員以上は受け入れができないので、お断りをされているということは聞いております。

生活介護事業所が本当に必要だということ、ある亀岡市内の法人でも、新しく作る方向で考えておられるのですが、ここは制度的な問題になってくるのですが、サービスの事業所を建てるということになると、京都府が窓口になって国に社会福祉施設整備費補助金というものがありまして、必要に応じて国から一部補助金が出るのですが、京都府内全体でいうと、今、施設を建てたいとって増えているのが、重度障がい者向けのグループホームです。

それで、生活介護事業所は建設費用もすごくかかりますので、京都府の方も予算が限られておりまして、建設費の高い生活介護事業所にお金が流れない。グループホームとかに流れているというような現状は、聞いておるところでございます。

そういったこともあって補助金を受けないと生活介護事業所の建設は、それなりにお金がかかりますので、それも懸念されているところでございます。

(議長)

実際の当事者が望まれる支援の方向と、現実の資源とのギャップですね。

そういう課題が幾つもあるということかなと思います。

次期計画の中には、その辺のギャップをどう把握するのかということが必要になってくるのかと思いますので、皆さんのご意見をよろしくお願いいたします。

(委員)

18 ページ。就労選択支援について。

これはどういう意味でしょうか、空欄になっているのですが、ここを教えてくださいたいです。

(事務局)

これに関しましては、この後の次第にあります、次期7期の計画案の説明のところできせていただく予定です。同じ資料の中で実績と計画値と両方入れさせていただいていますので、この後説明をさせていただく予定です。

(議長)

次の説明までお待ちください。

先ほどからの話で、生活介護のニーズが非常に高い中で、新しい事業所が増えてこないという中で、一方では就労継続支援B型の利用者が増えているということは、生活介護に本来希望していても、資源がないから、少し体制が弱くなってしまいうけれど就労継続支援B型の事業所で何とか受けているという現実があると捉えていいのでしょうか。

(事務局)

すべての方がそうではございませんが、先ほど申し上げたように、本当は週5回生活介護行きたいけれども週2、3回で我慢されている方もおられますし、生活介護と就労継続支援B型をやむを得ない場合は、併用して支給決定することができますので、生活介護にすべて行けない方が、就労継続支援B型もやむなく併用されるという方もおられるのが現状でございます。

(議長)

例えば、放課後等デイサービスが増えているということについてですけれど、就学児童さんの学校が終わってからの過ごす場がないということであれば、そこが放課後等デイサービスしかないのか。或いは、地域の放課後児童会は利用できないのかとか、地域の中でいろんな子どもの施策を充実させることで亀岡市も取り組んでおられると思いますけれど、地域で子どもが集まる場みたいなのを、自治会単位とか、そういう資源との連携という部分はなかなか進まないというのが現実と考えていいのでしょうか。

(事務局)

基本的に放課後等デイサービスを支給決定するに当たりまして、放課後児童会優先ということで、亀岡市にあります各計画相談事業所にも徹底しているところでございます。

その中で障がいの特性上、たくさんの中では一緒に過ごせないということから療育が必要だということで、放課後等デイサービスに繋がる方が増えています。

逆に言うと小学校に上がるときに、教育委員会の方で、一定の検査なりをされまして、支援級に進んだ方がいいのか、通級に進んだ方がいいのかということ、教育委員会から親御さんに相談される件数というのも令和元年、2年度ぐらいからものすごく増えているというのが現状でございます。

そういった方につきましては、そのまま通級支援級に行かれまして、それから放課後等デイサービスに繋がってくるというところも一つ増えている要因でございます。

あとは、ここ2、3年でいうと共働きの方が増えておりまして、そういった中で、本来この放課後等デイサービスというのは就労保障ではなく、療育ということが目的になっているのですけれども、この放課後等デイサービスの利用がそういった面で増えているというのも少しあります。

また、地域の中で、子どもたちを放課後等デイサービスに代わって預かれる場所があるのか、連携という意味に関しましては、今の時点では子どもたち特性がありますので、そういった方を地域で見守りができるのか、小集団であったりとかマンツーマン支援を受けたりしないと、過ごせない方が、地域でどういうふうに見守っていただくかそういった資源に関しては、少し私どもとしても、心当たりがありませんし、実際、連携が取れていません。

(議長)

相談支援の中で、利用者の選択の幅が広がる支援体制を充実させなければいけない部分がありましたけれども。

現実の相談支援が、前回の会議でも、相談支援が日々の事務処理に計画を作るだけに追われていて、実際の選択を提供するような相談支援までできてないという意見がありましたけれども。相談支援が、例えば子どもさんの居場所の相談受けたとしても現実的には、支援の場所がないということになると相談支援自身が余計停滞してしまうと思うのですけれども、亀岡市の自立支援協議会の中で、相談支援の実情というのは、会議に上がってきたりしているのでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会であったりとか相談支援部会であったりとか、あとは今年度から基幹相談支援センターということで、特に地域の相談支援体制を今年度は亀岡市も強化していきたいというところで、福祉会さんに一部委託をしているところでございます。

その中で亀岡市内の各計画相談事業所を先導する形、まとめる形で福祉会さんにお世話になっておりまして、その中でもこのことについては、話し合いを進めているところです。それは

もう行政だけでも解決できないし、計画相談事業所だけでも解決できないということで、ここは行政と相談支援事業所とが一緒になって今後どういう形で相談支援をまわしていくのか、現状、放課後等デイサービスを使いたいと言っても、たらい回しにされるケースもここ何年かで増えてきているのが現状です。

どこにかけても今いっばいだから計画相談に断られたとかいうことは市の方にも連絡があります。

ただ、そこに関しては、今年度から基幹ができたことによって、基幹の方で各計画相談事業所の空き状況などを把握していただいておりますので、少し待ち時間とかそういったところは解決できるようになっているのが現状でございます。

あと、放課後等デイサービスというのは療育が目的であります。就労保障も兼ねてしまっている部分があって利用日数とかも増えているのですけれども、今年度、亀岡市としては、子どもファースト宣言というものもありましたので、日中一時支援事業については、18歳以下の利用は、今まで亀岡市では認めていなかったのですけれども、本来就労保障で使える事業なので、全国的には日中一時支援事業と放課後等デイサービスを療育目的と就労保障でうまく使い分けをされている自治体が多いので、そういった形で亀岡市でもどうにかできないかというところで、今考えているところでございます。これについては、この後またご説明させていただきたいと思っております。

(議長)

次の計画の中で、現状を反映させていくという計画案を想定していただいているのだろうなと思えますけれど。

現実的に障がいのある子どもの居場所がないということでしたら、子どもを支援というのは障がいの有無に限らず、亀岡市においても大事な取り組みをされている問題ですので、障がいのある子どもだけが取り残されないように、ぜひ皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

他に意見がないようでしたら、続きまして議事の二つ目、第7期亀岡市障がい福祉計画及び第3期亀岡市障がい児福祉計画の策定について、事務局の説明をお願いいたします。

(2) 第7期亀岡市障がい福祉計画及び第3期亀岡市障がい児福祉計画の策定について

【事務局説明】

(議長)

ただいま事務局の方から次期計画案で考えられる部分について報告をいただきました。皆さんのご質問、ご意見をお願いいたします。

(委員)

26 ページの放課後等デイサービスについて

一点目、令和6年度の見込み量が356人から出発していますが、令和5年度の見込みは386人になっています。これは説明にあった日中一時支援事業を拡充していくことで調整をしていくということなのでしょう。

二点目、利用人数の見込みが大幅に増えていますが、事業所を増やさないと今の定員をオーバーするのではないかと思います。児童発達支援、就労継続支援B型、重度グループホーム、移動支援の見込み量からすると事業所数を増やさないとこれだけできないと感じますが、その見通しはどうでしょうか。

三点目、生活介護の見込み量は、これまでの説明によると新卒の人数だけではまずいのではないのでしょうか。

(議長)

放課後等デイサービスについて、令和6年度目標値のスタートの数字が、令和5年度の見込みよりも下がっていることの説明と、事業所数が増えない限り、見込み数値は確保できないのではないかとサービスの部分と、それから生活介護について支援学校の卒業生の数だけで見込み量を掴むと、今現在生活介護に行きたくても行けないという説明が先ほどありましたけれども、その人たちの部分が漏れてしまうのではないかとご意見かと思えます。

(事務局)

一点目ですが、放課後等デイサービスの令和5年度の見込み数よりも令和6年度の数を減らしているというのは、委員のおっしゃるとおりでございまして、先ほど日中一時支援事業と放課後等デイサービスのお話をさせていただいたのですけれども。

子どもファースト宣言に伴って早い時間と遅い時間だけを想定しているのではなくて、亀岡市として考えているのは、療育は放課後等デイサービス、就労保障は日中一時支援事業です。

例えば、週3日というのが基本的に亀岡市としては放課後等デイサービスを認めているのですけれども、例えば週3日であったりとか、週2日であったりというところを、本当に療育が必要な日数だけを使っていただいて、残りの週2日、3日は、親御さんの就労保障で必要なことに関しては、最初から日中一時支援事業を利用させていただく、これは放課後児童会が使えないということにはなってくるのですけれども、そういったすみ分けをしっかりとしていきたいところで、一旦、令和6年度は放課後等デイサービスのスタートの数値を落としております。その分日中一時支援事業の利用者数を多めに見込んでいるところでございます。

二点目ですけれども。

例えばグループホームの利用者であれば、事業所数が実際に増えるというところを少し見込んでいます。

現在、令和5年1月に初めて亀岡市内で重度障がい者の方を受け入れるグループホームが亀岡市篠町にできました。これは定員20人受け入れることができます。

まだ、すべて定員も埋まっているわけではございませんので、この分が増えていく、そして重度の方を受け入れられますので、その分単価も高いということで、そういったところも見込んでおりますし、また今後、これも確定ではないのですけれども、亀岡市内の法人で重度障がい者向けのグループホームを建設される予定もされていますので、それも見込んで多めに数字を出しているところでございます。

そして、就労継続支援B型につきましても、指定権限は都道府県にあることは、皆さんご存知なのですが、京都市内の事業所や関西圏域でやっておられる事業所から電話や窓口に来られて、亀岡市内での就労継続支援B型の需要や、建てられるのなら建てたいという相談も結構受けておまして、そういったことも考えると、今後、特に農業という意味では亀岡市でされるところも増えてきておりますので、事業所数は増えていくということで見込んでいます。

児童発達支援につきましては、実は事業所数が、ここ1年ぐらいで2つぐらい増えております。ただ、利用者数がそれほど伸びていないというのが現状あります。その要因はどこかといいますと、亀岡市では、児童発達支援の支給決定の要件として、主治医の意見書と発達検査の結果を求めています。この発達検査ができる場所が限られています。

亀岡市では花ノ木さんだけということになっていまして、結局、発達検査結果というのは、障がい福祉課に以外にも教育委員会等、いろんなところで発達検査結果を必要としているところあるのですけれども、どうしてもできる箇所が亀岡市内で限られていますので、どうしてもそこが間に合わなくて、亀岡市内に児童発達支援事業所が花ノ木さん以外でも増えてきているのですけれども、利用には繋がってないというところなんです。

今後、発達検査ができる場所が増えていけば、事業所の数は増えていきますので、児童発達支援の利用者は増えるのではないかとご意見かということで、多めに数字を出しているところでございます。

(委員)

33 ページの移動支援事業もこの数字でいくと、事業所が増えないと難しいと思いますがどうでしょうか。

(事務局)

移動支援事業につきましては、本市と契約を結んで事業を行っておりまして、事業者を増やすことは可能であります。ただし、ガイドヘルパー事業の実績が1年ないと契約ができないと定めておりますので、実績があるところと契約を結んでいけば、事業者数を増やすことは可能となっております。

(委員)

実際に見込み数に対して事業所が対応できるのでしょうか。

(事務局)

計画値で示している見込み量に対して、受け入れができる事業所数と契約することは大丈夫です。

(委員)

生活介護の数値が伸びていないことについてはどうでしょうか。

(事務局)

特徴的なところで、新卒の方の進路先というところでお伝えさせていただいたのですけれども、もちろん日中の過ごしの方として、本当に日中一時支援事業で、実際重たい方を見ていただいている方がおられます。それはなぜかというところ、生活介護事業所で見ていただけない方もいるからというところはあるので、これは支援学校の卒業生だけ、進路先ということだけではなくて、それ以外の方でも実際に利用できていない方が一定数おられるということで考えております。

(委員)

それなら利用見込み数は、もう少し増やしてもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

受け入れができる事業所が、先ほども説明させていただいたように、生活介護事業所の建設をするのにすごくお金がかかりますので、国から補助金がないと難しい部分があるのかなと考えておりまして、数字に反映させにくいところです。

(委員)

例えば市が建設費を援助することも考えていかないと、このままの数字でいくと新しく生活介護を国の補助金で出す必要がないということになる可能性もあるのではないのでしょうか。

(事務局)

もちろん市として、何ができるかというところ、市としての補助金というのも一つの考え方だと思いますので、ご意見は参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

日中一時支援事業と放課後等デイサービスのすみ分けについて、かなり大胆な提案だと思いますが、利用者や家族、事業所等の意見を聞きながら慎重に進めていただきたいと思います。

(事務局)

実際には、放課後等デイサービス事業所がまず受け入れができないと難しいので、聞き取り調査なんかもさせていただきながら、そこでの利用されている方からこういった声が上がって

いるかとか、そういったところもヒアリングしながら、今、慎重に進めているところでございます。

(委員)

新しい事業所を作る目途があることはわかりましたが、そのための人材確保をどうするのかということが重要な課題になると思いますが、これについて福祉計画で何かを言及することはできないでしょうか。

(事務局)

人材確保というところでは、市としてそこに援助するということが難しい部分もあります。京都府では、人材不足を解消するためにいろんな事業を展開されたりしているのですが、亀岡市としては京都府に現状を要望しているところぐらいしかできておりません。ただ、実際に自分たちで事業展開されていくところに関しては、人材がいるからこそ事業所を建てられていると思うのですが、ただ、逆に言うと、人材がないからできないというところも実際そういった法人もあるので、その辺りについて、計画の方にどういう形で反映させるかについては、今後検討していきたいと思っています。

(議長)

先程のご意見等については、今後の計画の中で事務局の方、検討をよろしくお願いいたします。

(委員)

33 ページの移動支援事業についてですが、成人の障がい者、視覚障がい、肢体障がい、聴覚障がいの方は亀岡市の総合福祉センターでいろんな文化的な事業に参加できます。また、社会教育、亀の子教室、学習教室などに参加して、そういうのが生きがいになっています。車がない人が増えておりまして、免許を持ってない人も増えているので、家からなかなか出にくいという状況があります。移動支援事業を使えたらいいなと思っています。そのあたりも含めて、どのように考えていけばいいのか意見がありましたらご教示願いたしたいと思います。

(議長)

移動支援事業のことについてのご意見でしたけれども、いわゆるガイドヘルパーさんではなくて車の送迎手段ということでしょうか。事務局回答できるのであればお願いします。

(事務局)

車で福祉センターなどに送迎をするということでしょうか。現状ではそのような事業がございませんので、それを検討して欲しいということでもよろしかったですでしょうか。

(議長)

公的な移動手段にしる、その他の車の支援にしる、公的な福祉センターとかに参加する場合は、特に配慮を検討して欲しいということでもよろしかったですでしょうか。

(委員)

はいそうです。

(委員)

このご意見はここだけの問題ではなく、もっと幅を広げて検討してもよいのではないのでしょうか。

(議長)

さらに幅を広げて移動支援事業として検討してもいいのではないかといいことでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

身障団体さん等からは、ずっと昔から福祉センターとかの公的な場所への移動支援の要望はあったと思いますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事業として亀岡市が定めている内容についてのことで、そこについて亀岡市がその事業を見直せるかどうかという部分になってくるので、その計画の中でそれを示せるかと言われたら今の時点では答えが難しいです。

(委員)

難しいとは思いますが、今後の課題になることは明確ですので、すぐに具体化するのには国の制度との関係もあると思いますので、国に先立って試行的にやることについて検討していくことはあってもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

活動のところでは数値として示すのは難しいと思うのですが、計画の前半部分である計画の視点であったりとか、考え方であったりとかそういったところで、今後の方向性として、そういったところを少しでも入れられるのであれば、検討の余地がないかは考えていきたいと思っています。

(委員)

障がい基本計画の実態調査のときも障がい者だけではなく、障がい周辺にいる人たちの願いもいかにして要求をつかむかということも調査にしたはずなので、それが具体的な検討課題になると思います。数値として表すことは難しいが、検討や課題として具体化することはできると思います。

(委員)

計画を見させていただいている限りにおいては、多分、今まで検討課題にあがっていなかった課題の一つであろうと思いますので、おっしゃいましたとおり、今後のことについてということで、様々な障がい者の人を含め、大きな課題が幾つもある中の一つに加えていくかどうかということはこの委員会で検討できるような形で、次の会議の折には少し提示をいただいて、その上で、どのようにしていくかということを見せていただければと思います。

移動支援ということに関しましては、私も障がい者団体の皆様からのご要望もお聞きしているのと同時に、亀岡市全体で、例えば非常に交通の便が悪い周辺地域の特に高齢の方々の移動支援への要望というのが非常に大きいというのが今もう現実でございまして、広い市域を持ちますし、特有の課題となっております。

そういうところからも考えまして、障がい分野だけで考えていくのは一体何なのか、或いは広く亀岡市全体の交通施策として考えていく分野は何なのか、そういったところも踏まえながらこれは福祉といたしまして、新たに考えていく分野であろうと思いますので、是非とも次回検討できる材料を何かご提案いただきましたら、他の委員の皆様方も考えていきやすいのではないかと思いますので、そういう材料を提供していただけますようお願いしたいと思います。

(議長)

ご意見としては貴重なご意見を出していただいていると思いますので、この障がいの分野だけで考えられる範囲と、大きくは地域福祉という広い範囲での考えていけること、市全体の総合計画の中にまで及ぶことなど、いろんな部分が出てくるとは思うのですが、障がいの部分だけで、いろんな可能性もまた考えるとしたら、先ほどの障がい児の放課後等デイサービスの絡みもそうですけれど、地域生活支援事業の中で、27 ページにあります、自発的活動支援事業。これ、今現在は利用がないわけですが、地域住民などが地域において自発的に行う活動としては、ピアサポートであったり、住民同士の送迎の助け合いであったりとか、いろんな可能性もまた広がるのではないかなと思いますし、また今後の課題としてまた事務局の方の中でもご検討いただいたらと思います。

(委員)

放課後等デイサービスと日中一時支援事業の絡みで、親の立場からお願いすると、今、放課後等デイサービスにお預けされる障がい者の子どもたちが、たくさん増えてきているのですが、学童でいる間は放課後等デイサービスが受けられます。

最近ちょっと飽和状態になっているとはいうものの、18 歳、卒業して以降、子どもが学校を卒業したからと言って、預け先が生活介護事業所も同じなのですから、夕方 4 時から 6 時の時間に預けられる先がない。放課後等デイサービスは、もちろん大人ですので無理ですし、18 歳以降の預け先が、やっぱり事業者さんがとても少なく、結局、家庭にも 1 人で置いていくわけにもいかないという実情が出てきます。

どこに負担がかかるのか言ったら、従来行っている作業所さんとかにお預けする。無理なところをこじあけてお願いするというケースも増えてきています。

作業所さんの人員も、たくさんあり余っているわけでもない、人員確保の方が難しいというのが現実ですので、やっぱり放課後のところを拡大されるのであれば、先を見越して日中一時支援という部分を、子どもさんに限定されず、子どもに引き続き大人になっても、見てもらえるというところをグループホームに預けるまでにもいかず、4 時から 6 時という枠をもう少しきちんとして、事業所さんも増える、安心して預けられる先を確保していただかないと、親たちも安心して仕事にもつけないし、その 2 時間、欲を言えば朝の 8 時から 10 時の作業所開始時間までの時間もそうなのですから。

障がい者の子どもがあらうが働くというのが当たり前の時代ですので、それに即した事業の方の拡大をお願いしたいと思っています。

(議長)

先ほどの放課後等デイサービスと日中一時支援事業の絡みに対するご意見だと思いますので、非常に現場の当事者、家族の方もそういうご意見で、実情としては困っておられるということは形の中で、就労支援か療育かで分けるという考え方を事務局の方も整理していただいているのだらうとは思いますが、果たしてその形だけで分けるのが本当に正しいのか、実情の問題としては、療育であれ、就労支援であれ、当事者の子どもさんなり、18 歳以上の方も含めて、当事者の居場所支援という視点で、また拡充の方も考えていただけたらというご意見だったかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

就労保障と療育というところに関しては、18 歳以下の子どもさんでそこは両立するということなので、もともと日中一時支援事業につきましては 18 歳以上の方の利用は、日中の過ごし場として預かるということではさせていただいているのですが。

先ほどの生活介護と同じように、日中一時支援事業所につきましても、皆さん受け入れが大変どこも厳しい状況になっているというのも現状でございます。

そういった中で、計画相談事業所であったりとか、一般相談であったりとかそういった相談員さんともよくご相談いただいて、他にも何か方法がないとか、基本的に相談員さんは、困りごとがありましたら聞いてくださいますし、また亀岡市にも、解決方法なんかについて問い合わせをされますのでそういったところでも相談しつつ、私どもとしても、受け入れ先の拡充

については、今後頑張っていきたいなというふうに考えております。

(議長)

事務局からもありましたように、相談支援の方に十分相談していただくということと、亀岡市の方も自立支援協議会という形で相談支援ネットワーク会議を開いていただいているはずで。

そこで実情を市としては常に掴むことができますので、そこでも相談支援さんの方から、実際こうこういうニーズはあるけれど、資源がないんや困っているんやという声を出していただければと思いますので、ぜひ、いろんなところと相談しながら、ニーズを行政の方に届けていただけたらと思います。

(委員)

ハローワークの関係です。

言い切りになると思うのですが、雇用への移行の部分に関してハローワークの制度の関係で言いますと、障害者雇用率が6年度から8年度にかけて二段階ちょっと急に上がってしまうのです。

20ページにあるような就労移行支援だとか就労継続支援A型B型のあたり、福祉就労から雇用の方に近いようなサービスの見込み量のところで、少し公共の観点ですけど、障害者雇用率のこれからの予定を確認していただいて、それに答えられるような、なかなか新卒ばかり頼りでは雇用率が達成できない現状もあります。中途障がいもなかなかないですので、やっぱり社会参加を促していくという、サービスの充実の観点を少しご検討いただいて、亀岡市さんの特性として近隣の自治体へのサービス利用もあるように冒頭お話がありましたけれど、そういう特性もありましょうし、いろんな兼ね合いもあると思うのですが、障がい者の法定雇用率の次期計画の間のはね上がり状況を確認していただいて、反映できるような形で計画されてはどうかと思います。

(議長)

法定雇用率との絡みについても、就労支援を検討していただけたらというご意見をいただきました。

(事務局)

そのような事実があるというところは確認をさせていただいて、それをどれほど数値として見込んでいくかということについては、そこも踏まえた上で、できる限り数値化していきたいと思っておりますし、確か就労継続支援A型事業所とかでも、雇用率が働くことであげられるというところを厚労省も考えていたはずだと思いますので、そのようなところにも注目していきたいと考えています。

(議長)

是非ともよろしく願いいたします。

(3) その他

議事3、その他は特にないということですので、今後の協議会の開催予定について報告したいと思います。

先ほど課長の方から冒頭に連絡がありましたけれど、今年度は、令和6年度にスタートする次期亀岡市障がい福祉計画の策定に係る重要な1年となりますので、国や府の計画に対する指針が出次第、計画案をそれに合わせて練っていきたくて考えております。

次回、第2回目の協議会を12月上旬から中旬ごろに開催したいと考えております。その中で、今会議での意見等踏まえた新たな計画案も事務局から提案いただき、再度皆さんからのご

意見ご提言を頂戴できればと思います。

なお、具体的な日程、協議内容につきましては、事務局と調整の上、改めてお知らせしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

今後の協議会の開催予定に関しまして、ご意見ご質問はございますか。

ないようでしたらこれをもちまして本日予定の議事はすべて終了させていただきます。

進行事務局にお返しします。

(事務局)

議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、酒井職務代理者より、閉会の挨拶を頂戴したいと存じます。

(職務代理者)

【閉会挨拶】

6 閉会